

平成 15 年 10 月 1 日
厚生労働大臣認可
最終改正 平成 25 年 ● 月 ● 日

独立行政法人福祉医療機構業務方法書

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 福祉医療貸付事業
 - 第 1 節 福祉貸付事業（第 4 条－第 21 条）
 - 第 2 節 医療貸付事業（第 22 条－第 29 条）
- 第 3 章 経営の診断及び指導（第 30 条・第 31 条）
- 第 4 章 助成及び調査研究等（第 32 条－第 36 条）
- 第 5 章 退職手当共済事業（第 37 条－第 39 条）
- 第 6 章 心身障害者扶養保険事業（第 40 条・第 41 条）
- 第 7 章 福祉及び保健医療に関する情報の提供等（第 42 条・第 43 条）
- 第 8 章 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業（第 44 条－第 49 条）
- 第 9 章 業務の受託及び委託の基準（第 50 条－第 55 条）
- 第 10 章 競争入札その他契約に関する基本的事項（第 56 条）
- 第 11 章 補則（第 57 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）

第 28 条第 1 項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）の業務の方法について、基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務の執行）

第 2 条 機構の業務は、通則法、独立行政法人福祉医療機構法（平成 14 年法律第 166 号。以下「機構法」という。）その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。

（業務運営の基本方針）

第 3 条 機構は、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業の実施、福祉及び保健医療に関する情報提供により、福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図るものとする。

2 機構は、前項に規定するもののほか、厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権（以下「年金受給権」という。）を担保として小口の資金の貸付けを行う。

3 機構は、厚生労働大臣の認可を受けた中期計画（当該計画を変更した場合にあっては、変更の認可を受けた中期計画）によるほか、通則法、機構法その他の関係法令の定めるところにより、業務の適正かつ効率的運営を期するとともに、その透明性の確保に努めるものとする。

4 機構は、厚生労働省及びその他の関係機関と緊密な連携を保ち、その業務を適正かつ効率的に運営するものとする。

第2章 福祉医療貸付事業

第1節 福祉貸付事業

(貸付対象)

第4条 機構法第12条第1項第1号の規定に基づく貸付けの対象となる社会福祉事業施設は、次の表の「貸付対象施設」の欄に掲げる施設とし、貸付けの相手方は、同表の「貸付対象施設」の区分に応じ「貸付けの相手方」の欄に掲げる者とする。

貸付対象施設	貸付けの相手方
ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する保護施設 イ 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設	ア 社会福祉法人 イ 日本赤十字社
ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設（児童厚生施設のうち児童遊園を除く。）	ア 社会福祉法人 イ 日本赤十字社 ウ 一般社団法人又は一般財団法人 エ 宗教法人
エ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉施設（老人福祉センターを除く。また、軽費老人ホームのうちA型及びB型にあつては、第17条第2項第1号及び第2号に該当する場合に限る。） オ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者社会参加支援施設 カ 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子福祉施設	ア 社会福祉法人 イ 日本赤十字社 ウ 一般社団法人又は一般財団法人 エ 独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成15年政令第393号。以下「施行令」という。）第2条第1号に規定する医療法人（当分の間に限る。）
キ <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）</u> に規定する障害者支援施設	ア 社会福祉法人 イ 日本赤十字社 ウ 施行令第2条第4号の2に規定する一般社団法人又は一般財団法人
ク アからキまでに掲げるもののほか、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業に係る施設（児童厚生施設のうち児童遊園及び老人福祉センターを除く。また、軽費老人ホームのうちA型及びB型にあつては、第17条第2項第1号及び第2号に該当する場合に限る。）	ア 社会福祉法人 イ 日本赤十字社 ウ 施行令第2条第2号に規定する医療法人 エ 施行令第2条第4号及び第8号に規定する法人 オ 施行令第2条第4号の3に規定する一般社団法人又は一般財団法人 カ 施行令第2条第7号に規定する法人（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）
ケ 更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護事業に係る施設	ア 更生保護法人 イ 一般社団法人又は一般財団法人
コ 施行令第1条第2号に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。）であつて、厚生労働大臣の定める基準（平成17年厚生労働省告示第209号）第1号に該当するもの（以下「特定有料老人ホーム」という。）	社会福祉法人（老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを現に経営する者に限る。）
サ 有料老人ホームであつて、厚生労働大臣の定める基準（平成17年厚生労働省告示第209号）第2号に該当するもの	ア 社会福祉法人 イ 一般社団法人又は一般財団法人 ウ 営利を目的とする法人（入居時からねたきり等により常時介護を必要

	とする者を、開設時より入居定員の 20 パーセント以上受け入れることを予定し、かつ、入居後介護状態となった者が一時的に介護を受けるための居室であって、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）第 11 条第 3 項第 1 号（同号イ、ロ、ニ及びリを除く。）に定める居室の設備基準を満たしたものの（介護状態にある者が常時介護を受けるための居室を含む。以下「一時介護室等」という。）の定員が 25 パーセント以上の有料老人ホームを設置し、又は経営する者に限る。） エ 施行令第 2 条第 5 号の規定に基づき厚生労働大臣の定める次の者 (ア) 健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会 (イ) 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、水産業協同組合、労働組合、中小企業等協同組合（火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。）、中小企業団体中央会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、商工会議所、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、商工組合、商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、森林組合及び森林組合連合会 (ウ) 宗教法人
シ 施行令第 1 条第 3 号に規定する施設であって、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下「基盤整備促進法」という。）第 16 条に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画（当該認定計画に従って整備される基盤整備促進法第 2 条第 3 項第 4 号の有料老人ホーム延床面積が当該認定計画に従って整備される同項の特定民間施設全体の延床面積の 2 分の 1 以上であるものに限る。）に従って整備するもの（以下「高齢者総合福祉センター」という。） ス 施行令第 1 条第 4 号に規定する施設であって、基盤整備促進法第 16 条に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画（当該認定計画に従って整備される基盤整備促進法第 2 条第 3 項第 4 号の有料老人ホームの延床面積が当該認定計画に従って整備される同項の特定民間施設全体の延床面積の 2 分の 1 以上であるものに限る。）に従って整備するもの（以下「在宅介護サービスセンター」という。）	ア 社会福祉法人 イ 営利を目的とする法人（左欄に掲げる有料老人ホームについて、入居時からねたきり等により常時介護を必要とする者を、開設時より入居定員の 20 パーセント以上受け入れることを予定し、かつ、一時介護室等の定員が 25 パーセント以上の有料老人ホームを設置し、又は経営する者に限る。） ウ 一般社団法人又は一般財団法人

セ 有料老人ホームであって、厚生労働大臣の定める基準（平成 17 年厚生労働省告示第 209 号）第 5 号に該当するもの	ア 社会福祉法人 イ 日本赤十字社 ウ 医療法人 エ 一般社団法人又は一般財団法人
ソ 老人福祉法第 5 条の 2 第 3 項に規定する老人デイサービス事業、同条第 4 項に規定する老人短期入所事業、同条第 5 項に規定する小規模多機能型居宅介護事業又は同条第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業に係る施設 タ 老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンター又は同法第 20 条の 3 に規定する老人短期入所施設	法人（社会福祉法人、日本赤十字社、一般社団法人、一般財団法人及び医療法人を除く。）

2 機構法第 12 条第 1 項第 5 号の規定に基づく貸付けの対象となる事業は、次の各号に掲げる事業（以下「在宅サービス事業」という。）とし、貸付けの相手方は、当該事業を行う者とする。

- (1) 身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業（次号に掲げるものを除く。）
- (2) 身体上又は精神上の障害があることにより自ら入浴するのに支障がある者に対し、その者の居宅に浴槽を搬入し、使用させる事業であって、同時に入浴の介護を行うもの
- (3) 主として日常生活上の便宜を図るための用具（専ら身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者（以下この号及び次項において「要介護者」という。）に使用させることを目的として製作したものに限る。）を要介護者又は要介護者の介護に係る者に賃貸し、又は販売する事業であって、施行令第 6 条第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準に適合するもの

3 前項第 3 号に規定する用具は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 特殊寝台（使用者の背部又は脚部の傾斜角度を調整する機能を有するもの。）
- (2) 車いす
- (3) 床ずれ防止マット
- (4) その他前各号以外の用具で専ら要介護者に使用させることを目的として製作したもの

4 機構法第 12 条第 1 項第 6 号の規定に基づく貸付けの対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とし、貸付けの相手方は、当該事業を行う者とする。

- (1) 社会福祉事業施設の職員等社会福祉事業に関する事務に従事する者の研修事業
- (2) 社会福祉事業施設の職員等社会福祉事業に関する事務に従事する者の福利厚生事業
- (3) その他社会福祉事業の振興上必要と認められる事業（貸付けの方法）

第 5 条 証書貸付を原則とする。

（貸付金の使途）

第 6 条 第 4 条第 1 項の表のアからケまでに掲げる施設に対する貸付金の使途は、当該施設の設置、整備又は経営に必要な資金で次の各号に掲げるものとする。ただし、旧償返済資金又は転貸資金は融通しない。

- (1) 設置・整備資金
 - ア 建築資金
 - イ 設備備品整備資金
 - ウ 施設の用に供するための土地取得資金
- (2) 経営資金

施設の経営に必要な資金

2 第4条第1項の表のコからセまでに掲げる施設に対する貸付金の使途は、当該施設の設置又は整備に必要な資金（第4条第1項の表のセに掲げる施設については、施設の用に供するための土地取得資金を除く。）で前項第1号に掲げるものとする。ただし、旧債返済資金又は転貸資金は融通しない。

3 第4条第1項の表のソ及びタに掲げる施設（当該施設に対応する貸付けの相手方が設置し、又は経営するものに限る。以下「通所等施設」という。）並びに在宅サービス事業に対する貸付金の使途は、当該施設又は当該事業の設置、整備又は経営に必要な資金で次の各号に掲げるものとする。ただし、旧債返済資金又は転貸資金は融通しない。

(1) 設置・整備資金

ア 建築資金（賃借に要する資金を含む。）

イ 設備備品整備資金

ウ 施設の用に供するための土地取得資金

(2) 経営資金

施設の経営に必要な資金

4 第4条第4項の規定による貸付金の使途は、第1項第1号に掲げる資金とする。ただし、旧債返済資金又は転貸資金は融通しない。

（利率）

第7条 第4条の規定による貸付金の利率は、厚生労働大臣が別に定めるところにより、機構法第17条第1項の規定に基づく長期借入金の利率並びに独立行政法人福祉医療機構債券の利率及び発行の価額により計算して得られる当該債券の利回りを勘案して求められる第4条の規定による貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基準として、その金利を下回らない範囲内で、政策融資上の必要性、銀行の貸付金利その他の事由を勘案し、機構の理事長が定める。

（利子を徴しない貸付金）

第8条 平成24年度から平成27年度までの間において、「老朽民間社会福祉施設の整備について」（平成17年10月5日社援発第1005005号）、「老朽民間児童福祉施設等の整備について」（平成20年6月12日雇児発第0612001号）、「養護老人ホームの整備について」（平成24年4月5日老高発0405第1号）の1又は「地域自主戦略交付金交付要綱（社会福祉施設等施設整備に関する事業）」（平成24年4月6日厚生労働省発社援0406第4号）の別添3に規定する対象事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、前条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。ただし、当該整備事業につき国の補助（養護老人ホームにあっては国、都道府県、指定都市又は中核市の補助）が行われるものである場合に限る。

第9条 社会福祉法人が設置する社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業に係る施設のうち、「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」（平成17年10月5日社援発第1005011号）、「養護老人ホームの整備について」（平成24年4月5日老高発0405第1号）の2又は「地域自主戦略交付金交付要綱（社会福祉施設等施設整備に関する事業）」（平成24年4月6日厚生労働省発社援0406第4号）の別添6に規定する改築対象施設の整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。ただし、当該整備事業につき国の補助（養護老人ホームにあっては国、都道府県、指定都市又は中核市の補助）が行われるものである場合に限る。

第10条 削除

第11条 社会福祉法人が設置する社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業に係る施設のうち、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第4条第1項及び第3項の規定により国の負担又は補助の特

例の適用を受けているものであって、同法別表2に掲げる木造施設の整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。

第12条 平成24年度から平成27年度までの間において、社会福祉法人が設置する社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業に係る施設のうち、「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」（平成17年10月5日社援発第1005016号）、「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」（平成20年6月12日雇児発第0612010号）又は「養護老人ホームの整備について」（平成24年4月5日老高発0405第1号）の3に規定する対象事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。ただし、当該整備事業につき国の補助（養護老人ホームにあっては国、都道府県、指定都市又は中核市の補助）が行われるものである場合に限る。

第13条 災害が発生した場合に貸し付ける社会福祉事業施設（第4条第1項の表のロからタまでに掲げる施設を除く。）の設置・整備資金については、第7条の規定にかかわらず、利子を徴しないものとする。

第14条及び第15条 削除
（償還期間及び据置期間）

第16条 第4条の規定による貸付金の償還期間は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 設置・整備資金

ア 耐火構造による建築資金（附帯施設等の整備資金を含む。）

(ア) 第4条第1項の表のアからセまでに掲げる施設及び同条第4項に掲げる事業 30年以内

(イ) 通所等施設及び在宅サービス事業 15年以内

イ 耐火構造以外による建築資金（附帯施設等の整備資金を含む。） 15年以内

ウ 設備備品整備資金

(ア) 第4条第1項の表のアからロまで及びセに掲げる施設、通所等施設、在宅サービス事業及び同条第4項に掲げる事業 15年以内

(イ) 第4条第1項の表のサに掲げる施設、高齢者総合福祉センター及び在宅介護サービスセンター（以下「特定民間福祉施設」という。） 5年以内

エ 施設の用に供するための土地取得資金

(ア) 第4条第1項の表のアからスまでに掲げる施設及び同条第4項に掲げる事業 30年以内

(イ) 通所等施設及び在宅サービス事業 15年以内

(2) 経営資金

施設の経営に必要な資金 5年以内（ただし、災害又は感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止した場合にあっては、機構の理事長が別に定める。）

2 前項の規定による貸付金の据置期間は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 設置・整備資金

ア 設置・整備資金（特定民間福祉施設に係る設備備品整備資金を除く。） 3年以内

イ 特定民間福祉施設に係る設備備品整備資金 6月以内

(2) 経営資金 6月以内（ただし、災害又は感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止した場合にあっては、機構の理事長が別に定める。）

（貸付金の限度額）

第17条 貸付金の限度額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第4条第1項の表のアからロまでに掲げる施設及び同条第4項に掲げる事業については、次のいずれか低い額

- ア 所要資金の 100 分の 75。ただし、次の(ア)から(エ)に掲げるものについては、それぞれ(ア)から(エ)に掲げる額
- (ア) 別表 1 に掲げる施設及び事業並びに特定有料老人ホーム 所要資金の 100 分の 70
- (イ) 別表 2 に掲げる施設及び事業 所要資金の 100 分の 80
- (ウ) 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム（入所定員が 30 名以上であるものに限る。）及び軽費老人ホーム（入所定員が 30 名以上であるものに限る。）であって改築のための貸付け 所要資金の 100 分の 90
- (エ) 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成 15 年政令第 516 号）附則第 21 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号の規定により、独立行政法人国立病院機構から国立病院等（独立行政法人国立病院機構法（平成 14 年法律第 191 号）附則第 16 条の規定による改正前の厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 16 条第 1 項に規定する国立病院又は国立療養所をいう。以下同じ。）の用に供されている資産を減額した価額で譲渡を受ける場合の資産の貸付け 所要資金の 100 分の 100
- イ 担保による貸付けについては、その担保評価額の 100 分の 70
- (2) 特定民間福祉施設については、所要資金の 100 分の 70
- (3) 通所等施設及び在宅サービス事業については、所要資金の 100 分の 70
- 2 次の各号に該当する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、機構の理事長が別に定める。
- (1) 災害復旧のための整備事業のために貸付けを行う場合
- (2) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律別表 2 に掲げる木造施設の整備事業であって、同法第 4 条第 1 項及び第 3 項の規定により国の負担又は補助の特例の適用を受けて実施する改築又は改修事業のために貸付けを行う場合
- (3) 地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 110 号）別表 2 に掲げる木造施設の整備事業であって、同法第 4 条第 1 項及び第 3 項の規定により国の負担又は補助の特例の適用を受けて実施する改築又は改修事業のために貸付けを行う場合
- (4) 環境・エネルギー対策のために貸付けを行う場合
- (5) 国有地等を活用した都市部における社会福祉施設等の高度化事業（以下「高度化事業」という。）に係る貸付けを行う場合
- （償還の方法）
- 第 18 条 貸付金の償還は、原則として割賦償還の方法によるものとする。
- （担保）
- 第 19 条 担保は、原則として徴求するものとする。
- （保証人）
- 第 20 条 保証人は、原則として立てさせるものとする。
- （都道府県知事等の意見）
- 第 21 条 貸付けに当たっては、原則として貸付けに係る社会福祉事業施設等を管轄する都道府県知事又は市町村（特別区を含む。）の長の意見を求めるものとする。

第 2 節 医療貸付事業

（貸付対象）

- 第 22 条 機構法第 12 条第 1 項第 2 号の規定に基づく貸付けの対象となる施設は、次の表の「貸付対象施設」の欄に掲げる施設（以下「医療関係施設」という。）とし、貸付けの相手方は、同表の「貸付対象施設」の区分に応じ「貸付けの相手方」の欄に掲げる者とする。

貸付対象施設	貸付けの相手方
病院 診療所	ア 個人 イ 医療法人 ウ 一般社団法人又は一般財団法人 エ 社会福祉法人 オ 日本赤十字社 カ 医学又は歯学の学部を置く大学を設置する学校法人 キ 施行令第4条第3号に規定する学校法人 ク 施行令第4条第4号の規定に基づき厚生労働大臣の定める次の者 (ア) 健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会 (イ) 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会（いずれも、建築資金及び土地取得資金を除く。）、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、水産業協同組合、労働組合、中小企業等協同組合（火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。）、中小企業団体中央会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、商工会議所、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、商工組合、商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、森林組合及び森林組合連合会 (ウ) 宗教法人 (エ) 厚生年金保険の適用事業所の事業主
介護老人保健施設	ア 医療法人 イ 社会福祉法人であって、その開設する介護老人保健施設の経営を主たる事業とするもの ウ 日本赤十字社 エ 個人、一般社団法人、一般財団法人、医学若しくは歯学の学部を置く大学を設置する学校法人又は施行令第4条第3号に規定する学校法人であって、厚生労働大臣の定める介護老人保健施設を開設できる者（平成11年厚生省告示第96号）第10号に掲げる者 オ 施行令第4条第4号の規定に基づき厚生労働大臣の定める者のうち次の者 (ア) 健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会 (イ) 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会（いずれも、建築資金及び土地取得資金を除く。）、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、水産業協同組合、労働組合、中小企業等協同組合（火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。）、中小企業団体中央会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、商工会議所、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、商工組合、商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、森林組合及び森林組合連合会 (ウ) 宗教法人
助産所（児童福祉法に規定する助産施設を除く。）	ア 個人 イ 医療法人 ウ 一般社団法人又は一般財団法人 エ 社会福祉法人（恩賜財団済生会及び北海道社会事業協会を除く。）

施行令第3条第5号に規定する施設のうち、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士又は歯科衛生士を養成する施設（以下「医療従事者養成施設」という。）	ア 医療法人 イ 一般社団法人又は一般財団法人 ウ 社会福祉法人（恩賜財団済生会及び北海道社会事業協会は病院又は診療所に併設される看護師又は准看護師を養成する場合に限る。） エ 日本赤十字社（病院又は診療所に併設される看護師又は准看護師を養成する場合に限る。） オ 医学又は歯学の学部を置く大学を設置する学校法人 カ 施行令第4条第10号に規定する厚生労働大臣の定める者のうち次の者（病院又は診療所に併設される看護師又は准看護師を養成する施設を開設する場合に限る。） （ア）健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会 （イ）農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会（いずれも、建築資金及び土地取得資金を除く。）、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、水産業協同組合、労働組合、中小企業等協同組合（火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。）、中小企業団体中央会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、商工会議所、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、商工組合、商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、森林組合及び森林組合連合会 （ウ）宗教法人
---	---

2 機構法第12条第1項第3号の規定に基づく貸付けの対象となる事業は、指定訪問看護事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）及び同法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業（同条第4項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）をいう。以下この章において同じ。）とし、貸付けの相手方は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 医療法人
- (2) 社会福祉法人
- (3) 日本赤十字社
- (4) 医師を会員として設立した一般社団法人
- (5) 1又は2以上の都道府県の区域を単位とし、当該区域内の看護師等を会員として設立された一般社団法人である看護協会（社団法人日本看護協会（昭和22年6月5日に社団法人日本助産婦看護婦保健婦協会という名称で設立された法人をいう。）及びその会員である看護協会に限る。）
- (6) 社団法人北海道総合在宅ケア事業団（平成5年6月25日に社団法人北海道総合在宅ケア事業団という名称で設立された法人をいう。）
- (7) 指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者（平成4年厚生省告示第32号）第14号に掲げる者（ただし、営利を目的としない法人に限る。）
- (8) 施行令第5条第2号に規定する厚生労働大臣が定める次の者
 - ア 健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会
 - イ 農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、水産業協同組合、労働組合、中小企業等協同組合（火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。）、中小企業団体中央会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、

酒販組合連合会、酒販組合中央会、商工会議所、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、
商工組合、商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、森林組合及び森林組合連合会

ウ 宗教法人

エ 財団法人厚生年金事業振興団（昭和 18 年 11 月 19 日に財団法人厚生団という名称で設立された法人をいう。）、財団法人船員保険会（昭和 16 年 11 月 21 日に財団法人船員保険会という名称で設立された法人をいう。）、社団法人日本海員掖済会（明治 31 年 10 月 20 日に社団法人日本海員掖済会という名称で設立された法人をいう。）及び全国社会保険協会連合会（昭和 27 年 12 月 17 日に社団法人全国社会保険協会連合会という名称で設立された法人をいう。）

（貸付金の使途）

第 23 条 前条の規定による貸付金の使途は、医療関係施設又は指定訪問看護事業の設置、整備又は経営に必要な資金で次の各号に掲げるものとする。

（1） 設置・整備資金

ア 医療関係施設又は指定訪問看護事業を行う事業所（以下単に「事業所」という。）の新設に必要な建築資金（建物の購入又は賃借に要する資金を含む。以下同じ。）又は土地取得資金（以下「新築資金」という。）であって、次の表の「施設又は事業の種類」の区分に応じ「貸付金の使途」の欄に掲げるもの

施設又は事業の種類	貸付金の使途
病院 病床を有する診療所 （以下「有床診療所」という。）	(1) 病床の不足している地域における病院若しくは有床診療所又は臨床検査その他の検査のため医師が共同で利用することを主たる目的とする有床診療所（いずれも、その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。）の建築資金。ただし、当該新設に関して行われた医療法第 30 条の 11 の規定に基づく勧告に従わなかった場合を除く。 (2) 当該施設の用に供するための土地取得資金
病床を有しない診療所 （以下「無床診療所」という。） 歯科診療所	(1) 診療所の普及が不十分である地域における無床診療所若しくは歯科診療所又は臨床検査その他の検査のため医師が共同で利用することを主たる目的とする無床診療所（いずれも、その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。）の建築資金。ただし、医療法第 30 条の 11 の規定に基づく勧告に従わなかった場合を除く。 (2) 当該施設の用に供するための土地取得資金
介護老人保健施設	(1) 介護老人保健施設（その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。）の建築資金 (2) 当該施設の用に供するための土地取得資金
助産所	助産のための施設の普及が不十分である地域における助産所の建築資金
医療従事者養成施設	医療従事者養成施設の建築資金
指定訪問看護事業	事業所の建築資金

イ 医療関係施設又は事業所の増築、改築若しくは移転に必要な建築資金（建物の購入又は賃借に要する資金を含む。）又は土地取得資金（以下「増改築資金」といい、「甲種増改築資金」と「乙種増改築資金」に区分する。）であって、次の表の「施設又は事業の種類」の区分に応じ「貸付金の使途」の欄に掲げるもの

（ア） 甲種増改築資金

施設又は事業の種類	貸付金の使途
病院 有床診療所	(1) 病床の不足している地域における病院若しくは有床診療所又は臨床検査その他の検査のため医師が共同で利用することを主たる目的とする有床診療所（いずれも、その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。）の建築資金であって、次のいずれかに該当するもの。ただし、医療法第 30 条の 11 の規定に基づく勧告に従わなかった場合を除く。 ア 当該施設の増床のために必要なもの。ただし、病床数の増加又は病床の種別の変更に関して行われた医療法第 30 条の 11 の規定に基づく

	勧告に従わなかった場合を除く。 イ 当該施設の維持が必要と認められ、かつ、次に該当するもの (ア) 耐用年数の経過等による施設の老朽化又は施設の衛生、防火若しくは保安に関する法令違反等のため施設の整備が緊要なもの (イ) 附属施設である看護師宿舎及び保育施設の整備に必要なもの (ウ) 附属施設である職員宿舎に係るものであって、増床に伴う職員の増員を主たる目的とする整備に必要なもの (エ) 災害の復旧のために必要なもの (2) 当該施設の用に供するための土地取得資金
無床診療所 歯科診療所	(1) 診療所の普及が不十分である地域における無床診療所若しくは歯科診療所又は臨床検査その他の検査のため医師が共同で利用することを主たる目的とする無床診療所（いずれも、その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。）の建築資金であって、次のいずれかに該当するもの。ただし、医療法第 30 条の 11 の規定に基づく勧告に従わなかった場合を除く。 ア 耐用年数の経過等による施設の老朽化又は施設の衛生、防火若しくは保安に関する法令違反等のため施設の整備が緊要なもの イ 看護師宿舎に係るものであって、看護要員の増員を主たる目的とする整備に必要なもの ウ 災害の復旧のために必要なもの (2) 当該施設の用に供するための土地取得資金

(イ) 乙種増改築資金

施設又は事業の種類	貸付金の使途
病院 有床診療所	(1) 甲種増改築資金に該当しない病院又は有床診療所（いずれも、その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。）の建築資金。ただし、医療法第 30 条の 11 の規定に基づく勧告に従わなかった場合を除く。 (2) 当該施設の用に供するための土地取得資金であって、次のいずれかに該当するもの。 ア 社会医療法人が当該病院の用に供するためのもの イ 未耐震の医療機関（未耐震と証明された建物及び耐震診断の結果 I s 値が 0.6 未満の建物をいう。以下同じ。）が行う耐震化整備に係るものであって、当該病院の用に供するためのもの
無床診療所 歯科診療所	甲種増改築資金に該当しない無床診療所又は歯科診療所（いずれも、その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。）の建築資金。ただし、医療法第 30 条の 11 の規定に基づく勧告に従わなかった場合を除く。
介護老人保健施設	(1) 介護老人保健施設（その経営に関し特に必要と認められる看護師宿舎等の附属施設を含む。）の建築資金 (2) 当該施設の用に供するための土地取得資金
助産所	助産所の建築資金
医療従事者養成施設	医療従事者養成施設の建築資金
指定訪問看護事業	事業所の建築資金

ウ 医療関係施設又は指定訪問看護事業に必要な機械器具の購入に必要な資金（以下「機械購入資金」という。）であって、次に掲げるもの。

- (ア) 新設に伴い必要なもの（病院及び助産所を除く。）
- (イ) 機能の充実のために必要なもので、機構が別に定めるもの（病院を除く。）
- (ウ) 災害の復旧のために必要なもの（病院を除く。）
- (エ) 民間金融機関が融資しない高額な医療機器（病院に限る。）

(2) 長期運転資金

ア 医療関係施設の経営に必要な長期運転資金であって、次に掲げるもの

- (ア) 新設に伴い必要なもの（病院及び助産所を除く。）
- (イ) 災害の復旧のために必要なもの

(ウ) 感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止したことに伴い必要なもの

(エ) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営の安定化を図るために必要なもので、機構が別に定めるもの（以下「経営安定化資金」という。）

イ 指定訪問看護事業の経営に必要な長期運転資金

2 旧償返済資金又は転貸資金は、前項の規定にかかわらず融通しない。ただし、土地取得資金のうち借入申込日の属する年度の前年度の4月1日以後に取得した土地に係るもの又は経営安定化資金に係る旧償返済資金については、この限りでない。

（利率）

第24条 第22条の規定による貸付金の利率は、厚生労働大臣が別に定めるところにより、機構法第17条第1項の規定に基づく長期借入金の利率並びに独立行政法人福祉医療機構債券の利率及び発行の価額により計算して得られる当該債券の利回りを勘案して求められる第22条の規定による貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基準として、その金利を下回らない範囲内で、政策融資上の必要性、銀行の貸付金利その他の事由を勘案し、機構の理事長が定める。

（償還期間及び据置期間）

第25条 貸付金の償還期間及び据置期間は、次の表の「貸付金の種類」の区分に応じ、それぞれ「償還期間」及び「据置期間」の欄に掲げる期間とする。ただし、災害が発生した場合、感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止した場合又は別に定める特定の病院及び診療所に対する貸付けの場合にあっては、機構の理事長が別に定める。

貸付金の種類	償還期間	据置期間
新築資金	30 年以内	3 年以内
増改築資金		
機械購入資金	5 年以内	6 月以内
長期運転資金	3 年以内	
(備考)		
ア 機械購入資金のうち、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成20年厚生労働省告示第129号）に規定する先進医療に使用する機械を購入する資金（病院に限る。）にあっては、償還期間については10年以内とする。		
イ 長期運転資金のうち、経営安定化資金にあっては、償還期間については5 年以内（特に必要と認められる場合は7 年以内）、据置期間については1 年以内とする。		

（貸付金の限度額）

第26条 貸付金の限度額は、開設する1施設又は1事業所当たり次の各号のいずれか低い額とする。

(1) 所要資金の100分の80以内の額。ただし、次のアからウに掲げる資金については、所要資金の100分の90以内の額とし、長期運転資金のうちの経営安定化資金については、所要資金の額とする。

ア 療養病床を有しない病院であって病床数が200床未満の病院に係る資金

イ 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定による臨床研修を行う病院（長期運転資金を除く。）に係る資金

ウ 社会医療法人を貸付けの相手方とする医療関係施設に係る資金

(2) 次の表の「貸付金の種類」の区分に応じ、「金額」の欄に掲げる額

貸付金の種類	金額
新築資金 増改築資金 （いずれも、土地取得資金を除く。） 新築資金又は増改築資金のうちの土地取得資金	7億2千万円 3億円
機械購入資金	7億2千万円
長期運転資金（経営安定化資金を除く。）	1千5百万円

長期運転資金のうちの経営安定化資金	1 億円
(備考) 当分の間（看護職員需給見通しにより需給が均衡するまでの間）、病院又は診療所若しくは介護老人保健施設で看護師宿舍等の附属施設を含む場合又は別に定める病院若しくは介護老人保健施設の場合は、新築資金増改築資金欄の金額に別に定める金額を加算した額とすることができる。	

- 2 災害が発生した場合、感染症等当該施設の責に帰することができない事由により機能を停止した場合、「特定の病院等の範囲及び当該特定の病院等についての貸付金の限度額等について」（平成 15 年 10 月 1 日医政発第 1001001 号）に基づき貸付けを行う場合、未耐震の医療機関が行う耐震化整備のために貸付けを行う場合、環境・エネルギー対策のために貸付けを行う場合又は自家発電設備整備のために貸付けを行う場合前項の規定にかかわらず、機構の理事長が別に定める。

（国立病院等又は社会保険病院等の資産の譲受に要する資金の貸付け）

第 27 条 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成 15 年政令 516 号）附則第 21 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号の規定により、独立行政法人国立病院機構から国立病院等の用に供されている資産を減額した価額で譲渡を受ける場合の資金の貸付けについては、第 22 条から前条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 貸付けの相手方

- ア 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成 16 年厚生労働省令第 77 号）附則第 4 条に規定する一般社団法人又は一般財団法人
- イ 社会福祉法人であって、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営を主たる事業とするもの
- ウ 日本赤十字社
- エ 施行令第 4 条第 3 号に規定する学校法人
- オ 施行令第 4 条第 4 号に規定する厚生労働大臣が定める者のうち次の者
 - 農業協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

(2) 貸付金の使途

国立病院等の資産の購入資金

(3) 利率

第 1 号の規定による貸付金の利率は、厚生労働大臣が別に定めるところにより、機構法第 17 条第 1 項の規定に基づく長期借入金の利率並びに独立行政法人福祉医療機構債券の利率及び発行の価額により計算して得られる当該債券の利回りを勘案して求められる第 1 項の規定による貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基準として、その金利を下回らない範囲内で、政策融資上の必要性、銀行の貸付金利その他の事由を勘案し、機構の理事長が定める。

(4) 償還期間及び据置期間

- ア 償還期間 30 年以内（ただし、当該国立病院等の用に供されている資産の耐用年数を限度とする。）
- イ 据置期間 3 年以内

(5) 貸付金の限度額

所要資金の額とし、譲渡を受ける 1 施設当たり 12 億円とする。ただし、医療貸付における貸付金限度額を超えることができる基準について（平成 15 年 10 月 1 日医政発第 1001002 号）に該当するときは、この限りではない。

- 2 「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構における社会保険病院及び厚生年金病院の譲渡等について」（平成 21 年 3 月 6 日厚生労働省発社保第 0306001 号）に基づき、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構から社会保険病院又は厚生年金病院（それぞれに併設される介護老人保健施設

設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。)の用に供されている資産の譲渡を受け、当該資産を引き続き医療機関(それぞれに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。)の用に供しようとする場合の資金の貸付けについては、第22条から第26条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 貸付けの相手方

- ア 医療法人
- イ 一般社団法人又は一般財団法人
- ウ 社会福祉法人
- エ 日本赤十字社
- オ 医学又は歯学の学部を置く大学を設置する学校法人
- カ 施行令第4条第4号の規定に基づき厚生労働大臣の定める次の者

(ア) 健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会

(イ) 消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、水産業協同組合、労働組合、中小企業等協同組合(火災共済協同組合及び信用協同組合を除く。)、中小企業団体中央会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、商工会議所、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、商工組合、商工組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、商工会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、森林組合及び森林組合連合会

(ウ) 宗教法人

(エ) 厚生年金保険の適用事業所の事業主

(2) 貸付金の使途

社会保険病院等の資産の購入資金

(3) 利率

第1号の規定による貸付金の利率は、厚生労働大臣が別に定めるところにより、機構法第17条第1項の規定に基づく長期借入金の利率並びに独立行政法人福祉医療機構債券の利率及び発行の価額により計算して得られる当該債券の利回りを勘案して求められる第1号の規定による貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基準として、その金利を下回らない範囲内で、政策融資上の必要性、銀行の貸付金利その他の事由を勘案し、機構の理事長が定める。

(4) 償還期間及び据置期間

ア 償還期間 30年以内(ただし、当該社会保険病院等の用に供されている資産の耐用年数を限度とする。)

イ 据置期間 3年以内

(5) 貸付金の限度額

所要資金の額とし、譲渡を受ける1施設当たり7億2千万円とする。ただし、事業計画の達成及び将来の収益による貸付金償還が確実と判断できる場合は、この限りではない。

(災害等の貸付)

第28条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第2条第1項の規定に基づき、政令により激甚災害が指定された場合には、当該災害についての指定地域に係る特別の災害復旧資金の貸付けを行うことができる。この場合における当該資金の貸付けの利率及びその貸付限度額については、当該指定に伴う株式会社日本政策金融金庫の取扱いに準ずるものとする。

2 閣議決定により、激甚災害に準じ災害融資に関する特別措置を講ずることとされた災害の場合には、別に定めるところにより、当該災害に係る特別の災害復旧資金の貸付けを行うことができる。

(準用規定)

第 29 条 第 5 条、第 18 条から第 20 条までの規定は、この節の貸付けについて準用する。

第 3 章 経営の診断及び指導

(経営の診断及び指導業務の内容)

第 30 条 機構法第 12 条第 1 項第 4 号の規定に基づく社会福祉事業施設の設置者等又は病院等の開設者に対し、社会福祉事業施設又は病院等の経営の診断及び指導（以下「経営指導」という。）に関する事業の業務の内容は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 社会福祉事業施設及び病院等の経営の安定及び向上に資するための経営指導
- (2) 経営指導の充実を図るための経営指導担当者の養成及び研修
- (3) 前号の目的を達成するため、情報の収集、資料の作成、調査及び研究

(経営指導に要する費用)

第 31 条 前条第 1 号に掲げる経営指導に要する費用の全部又は一部を経営指導の相手方から徴することができるものとする。

第 4 章 助成及び調査研究等

(助成対象事業及び対象者)

第 32 条 機構法第 12 条第 1 項第 7 号の規定に基づく社会福祉振興事業を行う者に対する助成（以下「助成」という。）の対象となる者は、社会福祉を振興するための事業であって、次の各号に掲げるものを行う者とする。

- (1) 福祉活動支援事業
- (2) 社会参加促進活動支援事業
- (3) 地域連携活動支援事業
- (4) 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業
- (5) 災害福祉広域支援事業

(社会福祉振興助成事業審査・評価委員会)

第 33 条 助成を適正に行うため、機構に社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

- 2 機構は、助成を行おうとする場合には、あらかじめ、助成対象の採択について委員会に諮り、その決定を尊重してこれを行わなければならない。
- 3 委員会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、事業評価等の助成に係る重要事項を調査審議する。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項については、機構が別に定めるものとする。

(助成要綱)

第 34 条 前 2 条に定めるほか、助成に関し必要な事項については、別に助成要綱を定める。

第 35 条 削除

(調査研究等の業務)

第 36 条 機構法第 12 条第 1 項第 8 号の規定に基づく社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修（以下「調査研究等」という。）の業務は、第 32 条各号に掲げる助成対象事業の推進を図るために必要なものとする。

第5章 退職手当共済事業

(退職手当共済業務の内容)

第37条 機構法第12条第1項第9号の規定に基づく社会福祉施設職員等退職手当共済事業の業務の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 退職手当共済契約の締結及び解除
- (2) 契約証書の作成及び交付
- (3) 特定介護保険施設等又は申出施設等の申出の承諾
- (4) 退職手当金の支給
- (5) 掛金の請求及び収納
- (6) 割増金の請求及び収納
- (7) 被共済職員原簿その他の原簿の整備
- (8) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(退職手当共済契約申込書の提出)

第38条 退職手当共済契約の申込をしようとする社会福祉施設、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等の経営者は、第53条第2項の規定により機構が退職手当共済業務の一部を委託した場合、その委託した者に退職手当共済契約申込書を提出するものとする。

2 前項以外の場合において、退職手当共済契約の申込をしようとする社会福祉施設、特定社会福祉事業又は特定介護保険施設等の経営者は、機構に退職手当共済契約申込書を提出するものとする。

(割増金の額)

第39条 割増金の額は、掛金の額につき年10.95パーセントの割合で納付期限の翌日から納付の日の前日までの日数によって計算した額とする。

第6章 心身障害者扶養保険事業

(心身障害者扶養保険業務の内容)

第40条 機構法第12条第1項第10号の規定に基づく心身障害者扶養保険事業の業務の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地方公共団体との保険契約に関する保険約款の制定及びこれに基づく保険契約の締結
- (2) 地方公共団体からの追加加入の申込み及び脱退等の届出の処理
- (3) 生命保険会社との生命保険契約の締結
- (4) 生命保険会社に対する途中加入の申込み及び脱退等の異動の処理
- (5) 地方公共団体からの保険料及び特別調整費の収納並びに保険料及び特例保険料（特別調整費のうち、保険対象加入者に係る年金給付に必要な費用に対する不足額を解消するため納付されるものをいう。）の生命保険会社への納付
- (6) 生命保険会社からの保険金、特別給付金、弔慰金、脱退一時金及び配当金の収納
- (7) 保険契約者への年金給付保険金、弔慰金給付保険金、特別弔慰金給付金及び脱退一時金給付保険金の支給
- (8) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(心身障害者扶養保険資金)

第41条 機構法第12条第5項に規定する心身障害者扶養保険資金は、保険契約者に対し必要な給付を行うことを目的として、安全かつ効率的に運用するものとする。

(心身障害者扶養保険資産運用委員会)

- 第 41 条の 2 心身障害者扶養保険資金の運用を適正に行うため、機構に心身障害者扶養保険資産運用委員会（以下この条において「資産運用委員会」という。）を置く。
- 2 心身障害者扶養保険資金の運用に関する基本方針は、資産運用委員会の議を経なければならない。
- 3 資産運用委員会は、前項に定めるもののほか、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、資産運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項については、機構が別に定めるものとする。

第 7 章 福祉及び保健医療に関する情報の提供等

（福祉及び保健医療に関する情報の提供等業務の内容）

第 42 条 機構法第 12 条第 1 項第 11 号の規定に基づく福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理の業務の内容は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 福祉及び保健医療に関する情報の収集・管理・提供の業務及びその業務に必要な情報基盤の整備
 - (2) 福祉及び保健医療に関する情報システムの運用管理
 - (3) 福祉及び保健医療に関する情報システムを利用する者への研修
 - (4) 福祉及び保健医療に関する関係機関との連絡調整
 - (5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務
- （業務に要する費用）

第 43 条 前条に掲げる業務については、福祉及び保健医療に関する情報の提供者又は利用者等から当該業務に要する費用の全部又は一部を徴することができるものとする。

第 8 章 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

（貸付の相手方）

第 44 条 機構法第 12 条第 1 項第 12 号の規定による貸付けを受けることができる者は、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）による年金たる保険給付を受ける権利又は国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による年金たる給付（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）による改正前の国民年金法による老齢福祉年金を除く。）を受ける権利を有し、現に年金の支給を受けている者（「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、年金担保貸付の借入を制限することとされた者（以下「生活保護受給者等」という。）を除く。）であって、小口の資金を必要とし、かつ、銀行その他一般の金融機関から資金の融資を受けることを困難とする者とする。

2 機構法第 12 条第 1 項第 13 号の規定による貸付けを受けることができる者は、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）による年金たる保険給付を受ける権利を有し、現に年金の支給を受けている者（生活保護受給者等を除く。）であって、小口の資金を必要とし、かつ、銀行その他一般の金融機関から資金の融資を受けることを困難とするものとする。

（利率）

第 45 条 機構法第 12 条第 1 項第 12 号の規定による貸付けに係る貸付金の利率は、機構法第 17 条第 1 項の規定に基づく長期借入金の利率並びに独立行政法人福祉医療機構債券の利率及び発行の価額により計算して得られる当該債券の利回りを勘案して求められる前条の規定による貸付けに必要な資金の調達に係る金利を基準として、その金利を下回らない範囲内で、事務に要する経費、銀行の貸付金利その他の事由を勘案し、機構の理事長が定める。

2 機構法第 12 条第 1 項第 13 号の規定による貸付けに係る貸付金の利率は、事務に要する経費その他の事由を勘案し、機構の理事長が定める。

(償還期間)

第 46 条 償還期間は、4 年以内とする。

(貸付金の限度額)

第 47 条 貸付金の額は、第 44 条第 1 項に規定する者が厚生労働大臣又は都道府県知事の裁定に基づいて支給を受けることのできる年金の額（税額に相当する額を除く。）の範囲内の額とし、1 人につき 250 万円を限度とする。

2 貸付金の額は、第 44 条第 2 項に規定する者が労働基準監督署長の裁定に基づいて支給を受けることのできる年金の額の範囲内の額とし、1 人につき 250 万円を限度とする。

(償還の方法)

第 48 条 貸付金の償還は、原則として担保に供された年金の支払金をもって充てるものとする。

(準用規定)

第 49 条 第 5 条、第 20 条の規定は、この章の貸付けについて準用する。

第 9 章 業務の受託及び委託の基準

(業務の受託)

第 50 条 機構は、国、地方公共団体、公益法人その他の団体等の委託を受けて、機構法第 12 条第 1 項第 4 号及び第 11 号に規定する業務を行うことができる。

2 機構は、業務の委託を受けようとするときは、委託者と業務の受託に関する契約を締結するものとする。

(受託契約)

第 51 条 機構は、前条に掲げる業務の受託を行うに当たっては、受託する業務の名称、目的、実施方法及び実施に係る経費その他必要と認められる事項を定めて、業務受託契約を締結するものとする。

(業務受託料)

第 52 条 業務の受託料の額は、当該業務の実施に要する経費の額を考慮して理事長が定めるものとする。

(業務の委託)

第 53 条 機構は、貸付事業を効率的に運営するため、機構法第 14 条に規定する業務の一部を金融機関に委託することができる。

2 機構は、機構法第 12 条第 1 項第 8 号及び第 9 号に掲げる業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、業務の一部を委託することができる。

(業務の委託を受けた金融機関又は他の法人の責務)

第 54 条 前条の規定により機構の業務の委託を受けた金融機関その他の法人（以下「受託者」という。）は、機構法、施行令、独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 148 号）、その他関係法令、この業務方法書及び機構が定める諸規程に従って委託された業務（以下「受託業務」という。）を処理しなければならない。

(委託契約)

第 55 条 機構は、第 53 条に掲げる業務の委託を行うに当たっては、委託する業務の種類及び内容、委託する期間その他必要と認められる事項を定めて、業務委託契約を締結するものとする。

2 機構は、機構が業務を委託した受託者に対し、必要に応じて委託手数料を支払うものとする。

3 受託業務の処理に必要な経費は、原則として受託者が負担するものとする。

第 10 章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(競争入札その他契約に関する基本的事項)

第 56 条 機構は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みさせることにより競争に付すものとする。ただし、予定価格が小額である場合その他別に定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。

2 政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）その他国際約束の対象となる契約については、機構が定めた調達手続によるものとする。

第 11 章 補則

(実施に関する事項)

第 57 条 この業務方法書の規定の実施に関して必要な事項は、機構が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この業務方法書は、厚生労働大臣が認可した日から施行し、平成 15 年 10 月 1 日から適用する。

(社会福祉・医療事業団業務方法書の廃止)

第 2 条 社会福祉・医療事業団業務方法書（昭和 59 年規程第 3 号）は、廃止する。

(社会福祉・医療事業団業務方法書の廃止に伴う経過措置)

第 3 条 社会福祉・医療事業団が機構法附則第 6 条の規定による廃止前の社会福祉・医療事業団法（昭和 59 年法律第 75 号）第 23 条第 1 項の規定による社会福祉・医療事業団業務方法書（前条の規定による廃止前の社会福祉・医療事業団業務方法書をいう。）の規定により行った処分、手続その他の行為は、この業務方法書中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第 4 条 附則第 2 条の規定の施行前にした貸付契約に係る貸付利率については、なお従前の例による。

第 5 条及び第 6 条 削除

(石綿の除去等のための整備事業に係る貸付けの特例)

第 7 条 平成 20 年度から平成 24 年度までの間において、第 4 条第 1 項の表の「貸付対象施設」の欄のエ及びク中「軽費老人ホームのうち A 型及び B 型にあっては、第 17 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合に限る。」とあるのは「軽費老人ホームのうち A 型及び B 型にあっては、第 17 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合並びに石綿の除去等のための整備事業のために貸付けを行う場合に限る。」とする。

2 平成 18 年度から平成 24 年度までの間において、石綿の除去等のための整備事業のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第 17 条第 1 号中「所要資金の 100 分の 75」とあるのは「所要資金の 100 分の 80」と、「所要資金の 100 分の 70」とあるのは「所要資金の 100 分の 80（ただし、特定有料老人ホームについては、所要資金の 100 分の 75）」と、第 17 条第 2 号中「所要資金の 100 分の 70」とあるのは「所要資金の 100 分の 80」と、第 17 条第 3 号中「所要資金の 100 分の 70」とあるのは「所要資金の 100 分の 75」と、第 26 条第 1 項中「所要資金の 100 分の 80 以内の額」とあるのは「所要資金の 100 分の 85 以内の額」とする。

3 平成 19 年度から平成 24 年度までの間において、病院の乙種増改築資金又は診療所の増改築資金のうち、医療施設近代化施設整備事業（医療施設の患者療養環境の改善のための施設整備事業をいう。）の対象であって、療養病床を整備するものであり、かつ、石綿の除去等のための整備事業のための貸付に係る貸付金の限度額については、第 26 条第 1 項及び前項の規定にかかわらず、所要資金の 100 分の 90 以内の額とする。

(障害児通所支援事業又は障害児入所施設に係る貸付けの特例)

第8条 平成24年度及び平成25年度において、次の表の左の欄中に掲げる施設又は事業を平成24年3月31日に行っていた法人であって、右の欄中に掲げる施設又は事業を平成24年4月1日以降に行う法人に対する経営資金の貸付けに係る据置期間については、第16条の規定にかかわらず、1年以内とし、貸付金の限度額については、第17条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。

- (1) 3月分の障害児通所給付費及び障害児入所給付費相当額
- (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の100分の80

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年12月10日法律第71号）（以下「整備法」という。）附則第22条第2項に規定する旧児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設若しくは重症心身障害児施設 整備法附則第12条第1項に規定する旧自立支援法に規定する児童デイサービス 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」（平成15年11月10日障発第1110001号）に規定する重症心身障害児(者)通園事業	児童福祉法に規定する障害児通所支援事業又は障害児入所施設
---	-------------------------------------

第9条 削除

（療養病床の転換等に係る整備事業に係る貸付けの特例）

第10条 平成19年度から平成29年度までの間において、第4条第1項の表の「貸付対象施設」の欄のサ中「有料老人ホームであって、厚生労働大臣の定める基準（平成17年厚生労働省告示第209号）第2号に該当するもの」とあるのは「有料老人ホームであって、厚生労働大臣の定める基準（平成17年厚生労働省告示第209号）第2号又は第3号に該当するもの」とし、厚生労働大臣の定める基準第3号に該当するものの貸付けの相手方は、第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- ア 社会福祉法人
- イ 日本赤十字社
- ウ 医療法人
- エ 一般社団法人又は一般財団法人

2 前項の期間において、病院又は診療所の療養病床の転換又は廃止に伴い整備される次に掲げる施設の整備事業のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第17条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。

- (1) 所要資金の100分の90
- (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の100分の70（高度化事業に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額）
 - ア 老人デイサービスセンター（生活支援ハウスを整備するものに限る。）
 - イ 特別養護老人ホーム
 - ウ 軽費老人ホーム（ケアハウスに限る。）
 - エ 小規模多機能型居宅介護事業に係る施設
 - オ 認知症対応型老人共同生活援助事業に係る施設
 - カ 有料老人ホーム

3 第1項の期間において、病院又は診療所の療養病床の転換又は廃止に伴い整備される介護老人保健施設の整備事業のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第26条第1項の規定にかかわらず、所要資金の100分の90以内の額とする。

(療養病床転換支援資金の特例)

第 11 条 平成 20 年度から平成 29 年度までの間（以下この条において「転換期間」という。）において、第 23 条に規定する貸付金の使途については、第 23 条第 1 項第 2 号に次のように加え、第 23 条第 2 項の「経営安定化資金」とあるのは、「経営安定化資金若しくは療養病床転換支援資金」とする。

(エ) 病院又は診療所の療養病床の転換又は廃止（附則（平成 15 年 10 月 1 日施行）第 10 条第 2 項各号に掲げる施設を整備するものに限る。）に伴う経営の安定化を図るために必要なもので、機構が別に定めるもの（以下「療養病床転換支援資金」という。）

2 前項の期間において、療養病床転換支援資金の貸付けに係る償還期間及び据置期間並びに第 26 条第 1 項に規定する貸付金の限度額については、第 25 条及び第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

償還期間	10 年以内（特に必要と認められる場合は 20 年以内）
据置期間	1 年以内
貸付金の限度額	所要資金の額又は 4 億 8 千万円（特に必要と認められる場合は 7 億 2 千万円）のいずれか低い額

第 12 条 削除

(病院に対する貸付けの重点化)

第 13 条 病院に対する貸付けについては、この業務方法書に基づくもののほか、行政改革推進本部において決定（平成 18 年 12 月 24 日）した、『「独立行政法人福祉医療機構の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直し案』（平成 18 年 12 月 7 日厚生労働省）により策定することとされた融資の基本方針（ガイドライン）に基づき実施する。

(保育所及び放課後児童健全育成事業の整備事業に係る貸付けの特例)

第 14 条 平成 21 年度から平成 26 年度までの間において、保育所及び児童福祉法第 6 条の 2 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業の整備事業のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第 17 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。

(1) 所要資金の 100 分の 90

(2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の 100 分の 70（高度化事業に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額）

第 15 条から第 18 条まで 削除

(医療機関の耐震化整備に係る貸付けの特例)

第 19 条 平成 21 年 6 月 5 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領（平成 21 年 6 月 5 日医政発第 0605010 号）に規定する耐震化整備指定医療機関が行う耐震化整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第 24 条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとする。

(地域医療再生計画に係る貸付けの特例)

第 20 条 平成 21 年 6 月 5 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、地域医療再生基金管理運営要領（平成 21 年 6 月 5 日医政発第 0605008 号）に規定する地域医療再生計画に基づく施設整備事業のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第 26 条の規定にかかわらず、所要資金の 100 分の 90 以内の額とする。

2 平成 25 年●月●日から平成 26 年 3 月 31 日までの間において、地域医療再生基金管理運営要領（平成 21 年 6 月 5 日医政発第 0605008 号）に規定する地域医療再生計画に基づく施設整備事業のうち高台移転整備のための貸付けに係る貸付金の利率については、第 24 条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、貸付金の限度額については、第 26 条及び前項の規定にかかわらず、所要資金の 100 分の 95 以内の額とする。

(社会福祉施設等の耐震化等整備に係る貸付けの特例)

第21条 平成21年8月20日から平成26年3月31日までの間において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領（平成21年7月31日雇児発0731第1号・社援発0731号第3号）及び安心こども基金管理運営要領（平成21年7月1日雇児発0701第3号）に規定する社会福祉施設等が行う耐震化等整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、貸付金の限度額については、第17条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。

(1) 所要資金の100分の90

(2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の100分の70（高度化事業に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額）

2 平成25年●月●日から平成26年3月31日までの間において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領（平成21年7月31日雇児発0731第1号・社援発0731号第3号）に基づく整備事業のうち、「社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について（仮称）」（平成25年●月●日雇児発●第●号・社援発●第●号・老発●第●号）の1の(1)に規定する対象事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条及び前項の規定にかかわらず、利子を徴しないものとし、貸付金の限度額については、第17条及び前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。

(1) 所要資金の100分の95

(2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の100分の70（高度化事業に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額）

(介護基盤の緊急整備に係る貸付けの特例)

第22条 平成21年8月20日から平成25年3月31日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成21年8月20日老発0820第5号）等により、介護基盤の緊急整備のための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条及び第24条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとする。

2 平成21年8月20日から平成26年3月31日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成21年8月20日老発0820第5号）等により、介護基盤の緊急整備のための貸付けに係る貸付金の限度額については、第17条及び第26条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

社会福祉事業施設	次のいずれか低い額とする。 (1) 所要資金の100分の90 (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の100分の70（高度化事業に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額）
介護老人保健施設	所要資金の100分の90以内又は次のいずれか低い額とする。 (1) 新築資金又は増改築資金（いずれも、土地取得資金を除く。）については7億2千万円（当分の間（看護職員受給見通しにより需給が均衡するまでの間）、看護師宿舎等の附属施設を含む場合又は別に定める場合は、7億2千万円に別に定める金額を加算した額） (2) 新築資金又は増改築資金のうちの土地取得資金については3億円 (3) 機械購入資金については6千万円

3 平成25年●月●日から平成26年3月31日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成21年8月20日老発0820第5号）等により、介護基盤の緊急整備における耐震化整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条、第24条及び第1項の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとする。

4 前項の期間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成21年8月20日老発0820第5号）等に基づく整備事業のうち、「社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る独立行政法人福祉医療機構の融資について（仮称）」（平成25年●月●日雇児発●第●号・社援

発●第●号・老発●第●号)の1の(2)又は(3)に規定する対象事業のための貸付けに係る貸付金の利率及び貸付金の限度額については、第7条、第17条、第24条、第26条及び前3項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

社会福祉事業施設	利率	利子を徴しないものとする。
	貸付金の限度額	次のいずれか低い額とする。 (1) 所要資金の100分の95 (2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の100分の70(高度化事業に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額)
介護老人保健施設	利率	機構の理事長が定める。
	貸付金の限度額	所要資金の100分の95以内

(スプリンクラー整備に係る貸付けの特例)

第23条 平成21年8月20日から平成26年3月31日までの間において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月20日老発0820第5号)により、有料老人ホームであって、厚生労働大臣の定める基準(平成17年厚生労働省告示第209号)第4号に該当するものの貸付けの相手方については、第4条第1項の規定にかかわらず、法人とする。

2 前項の期間において、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領(平成21年7月31日雇児発0731第1号・社援発0731号第3号)及び介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月20日老発0820第5号)により、スプリンクラー設備を設置するための貸付けに係る貸付金の利率については、第7条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとし、貸付金の限度額については、第17条の規定にかかわらず、次の各号のいずれか低い額とする。

(1) 所要資金の100分の90

(2) 担保による貸付けについては、その担保評価額の100分の70(高度化事業に係る貸付けについては、機構の理事長が別に定める額)

(定期借地権利用による整備促進特別対策事業に係る貸付けの特例)

第24条 平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間において、介護職員処遇改善等臨時特例基金管理運営要領(平成21年8月3日老発0803第1号)に規定する定期借地権利用による整備促進特別対策事業のための貸付けに係る貸付金の使途、償還期間及び据置期間、貸付対象、貸付金の限度額並びに利率については、第6条、第16条、第22条、第23条、第26条及び附則第22条中「土地取得資金」とあるのは「土地取得資金(定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金(賃料の前払いとして授受されたものに限る。))を含む。)」とする。

第25条 削除

(東日本大震災に係る貸付けの特例)

第26条 当分の間、東日本大震災に係る災害復旧資金及び災害復興資金の貸付けについては、機構の理事長が別に定めるところにより、当該災害に係る特別の貸付けを行うことができる。

(災害拠点病院等の設備整備等に係る貸付けの特例)

第27条 平成23年11月21日から平成25年3月31日までの間において、災害拠点病院等自家発電設備整備事業実施要綱(平成23年12月5日医政発1205第5号)に規定する災害拠点病院、救命救急センター及び総合周産期母子医療センターの開設者が行う災害拠点病院等自家発電設備整備事業のための貸付けに係る貸付金の利率及び貸付金の限度額については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとする。

2 前項の期間において、災害派遣医療チーム体制整備事業実施要綱(平成17年2月1日医政発第0201014号)に規定する都道府県の知事からの要請を受けた病院の開設者が行う災害派遣医療チーム体制整備事業又は災害医療対策事業実施要綱(平成21年3月30日医政発第0330007号)に規定する災害拠点病院の開設者が行う災害拠点病院設備整備事業(災害拠点病院として、災害発生時に参集する災害派遣医療チームの

受入体制等、災害時の診療活動の支援に必要な応急用医療資機材又はアンテナ設置型の衛星電話を整備するものに限る。)のための貸付けに係る貸付金の利率及び貸付金の限度額については、第24条及び第26条の規定にかかわらず、機構の理事長が定めるものとする。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日厚生労働大臣認可）

第 1 条 この業務方法書の一部変更は、平成16年 4 月1日から施行する。

第 2 条 この業務方法書の一部変更の施行の際平成15年度以前を初年度とする補助対象事業に係る変更前の第13条及び第15条の規定は、なおその効力を有する。

第 3 条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の第17条第2号、第23条第1項(1)ウ及び同項(2)ア(ア)並びに第26条第1項(1)の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

第 4 条 労働福祉事業団が独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成14年法律第171号）附則第10条の規定による廃止前の労働福祉事業団法（昭和32年法律第126号）第20条の規定により行った処分、手続その他の行為は、この業務方法書中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日厚生労働大臣認可）

第 1 条 この業務方法書の一部変更は、平成17年 4 月 1 日から施行する。ただし、第47条の改正規定は平成17年10月 1 日から施行し、同日以降に貸付契約を行う貸付けから適用する。

第 2 条 この業務方法書の一部変更の施行の際平成16年度以前を初年度とする補助対象事業に係る変更前の第 7 条第 2 項、第14条、第16条第 2 項及び第17条の規定は、なおその効力を有する。

第 3 条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の第 4 条第 1 項の表、第 7 条第 2 項（前条に該当するものを除く。）、第16条第 2 項（前条に該当するものを除く。）、第17条（前条に該当するものを除く。）、第23条第 1 項及び第26条第 1 項の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成 17 年 9 月 1 日厚生労働大臣認可）

この業務方法書の一部変更は、平成 17 年 9 月 1 日から施行し、第 4 条の改正規定は、平成 17 年 6 月 29 日から適用する。ただし、第 22 条、第 37 条及び第 38 条の改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 2 月 3 日厚生労働大臣認可）

この業務方法書の一部変更は、平成 18 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 18 年 4 月 1 日厚生労働大臣認可）

第 1 条 この業務方法書の一部変更は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 この業務方法書の一部変更の施行の際平成17年度以前を初年度とする補助対象事業に係る変更前の第 4 条第 1 項の表、第 6 条第 1 項、第 7 条第 2 項、第16条第 2 項第 1 号、附則（平成15年10月1日施行）第 5 条及び別表 9 の規定は、なおその効力を有する。

第 3 条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の第 4 条第 1 項の表（前条に該当するものを除く。）、第 6 条第 1 項（前条に該当するものを除く。）、第 7 条第 2 項（前条に該当するものを除く。）、第16条第 2 項第 1 号、第17条第 1 項、第23条第 1 項、附則（平成15年10月1日施行）第 5 条（前条に該当するものを除く。）及び別表 9 （前条に該当するものを除く。）の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成 18 年 7 月 4 日厚生労働大臣認可）

この業務方法書の一部変更は、平成 18 年 7 月 4 日から施行し、同日以降の借入申込に係る貸付けから適用する。

附 則（平成 18 年 10 月 1 日厚生労働大臣認可）

第 1 条 この業務方法書の一部変更は、平成18年10月1日から施行する。

第 2 条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の第 4 条第 1 項の表、第 6 条第 1 項、第 9 条、第22条第 1 項の表、別表 1、別表 8 及び別表 9 の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成 19 年 4 月 1 日厚生労働大臣認可）

第 1 条 この業務方法書の一部変更は、平成19年 4 月 1 日から施行し、附則（平成15年10月 1 日施行）第 6 条の改正規定は、平成18年 4 月 1 日から適用する。

第 2 条 この業務方法書の一部変更の施行の際平成18年度以前を初年度とする補助対象事業に係る変更前の第 4 条第 1 項の表、別表 1 及び別表 9 の規定は、なおその効力を有する。

第 3 条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の第 4 条第 1 項の表（前条に該当するものを除く。）、第26条及び別表 9（前条に該当するものを除く。）の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成 19 年 7 月 26 日厚生労働大臣認可）

この業務方法書の一部変更は、平成 19 年 7 月 26 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日厚生労働大臣認可）

第 1 条 この業務方法書の一部変更は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 この業務方法書の一部変更の施行の際平成19年度以前を初年度とする補助対象事業に係る変更前の第 9 条、第10条、附則（平成15年10月 1 日施行）第 5 条、第 6 条及び第 8 条、別表 1 並びに別表 9 の規定は、なおその効力を有する。

第 3 条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の第22条第 1 項、第23条第 1 項、第26条第 1 項、附則（平成15年10月 1 日施行）第 5 条（前条に該当するものを除く。）、第 6 条（前条に該当するものを除く。）及び第 8 条（前条に該当するものを除く。）並びに別表 9（前条に該当するものを除く。）の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成 20 年 9 月 5 日厚生労働大臣認可）

この業務方法書の一部変更は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 1 日厚生労働大臣認可）

第 1 条 この業務方法書の一部変更は、平成20年12月 1 日から施行する。

第 2 条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の施行の日から起算して 5 年を経過する日の前日までの間は、第 4 条第 1 項及び第22条第 1 項の表の「貸付けの相手方」の欄、第27条第 1 号並びに附則（平成15年10月 1 日施行）第10条第 1 項、第11条及び第12条の表の「貸付けの相手方」の欄中「一般社団法人又は一般財団法人」とあるのは「一般社団法人若しくは一般財団法人又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第42条第 2 項に規定する特例民法法人」と、第 4 条第 1 項の表の「貸付けの相手方」の欄中「一般社団法人、一般財団法人及び」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人並びに整備法第42条第 2 項に規定する特例民法法人並びに」と、第22条第 1 項の表の「貸付けの相手方」の欄中「一般社団法人、一般財団法人」とあるのは「一般社団法人若しくは一般財団法人若しくは整備法第42条第 2 項に規定する特例民法法人」と、第22条第 2 項第 4 号及び第 5 号中「一般社団法人」とあるのは「一般社団法人又は整備法第42条第 1 項に規定する特例社団法人」とする。

附 則（平成 21 年 3 月 6 日厚生労働大臣認可）

第1条 この業務方法書の一部変更は、平成21年4月1日から施行する。

第2条 この業務方法書の一部変更の施行の際平成20年度以前を初年度とする補助対象事業に係る変更前の第17条の規定は、なおその効力を有する。

第3条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の第17条（前条に該当するものを除く。）の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成21年4月21日厚生労働大臣認可）

この業務方法書の一部変更は、平成21年4月21日から施行する。

附 則（平成21年6月1日厚生労働大臣認可）

この業務方法書の一部変更は、平成21年6月1日から施行する。ただし、附則（平成15年10月1日施行）第16条の規定による第23条第1項第2号の長期運転資金のうちの経営安定化資金に係る資金交付については、平成21年10月1日以降とする。

附 則（平成21年6月5日厚生労働大臣認可）

第1条 この業務方法書の一部変更は、平成21年6月5日から施行する。

第2条 整備法の施行の日から起算して5年を経過する日の前日までの間は、附則（平成15年10月1日施行）第17条の表の「貸付けの相手方」の欄及び第18条第1号中「一般社団法人又は一般財団法人」とあるのは、「一般社団法人若しくは一般財団法人又は整備法第42条第2項に規定する特例民法法人」とする。

附 則（平成21年6月16日厚生労働大臣認可）

この業務方法書の一部変更は、平成21年6月16日から施行する。

附 則（平成21年8月20日厚生労働大臣認可）

この業務方法書の一部変更は、平成21年8月20日から施行する。ただし、附則（平成15年10月1日施行）第22条の改正規定は、平成21年5月29日以降に貸付契約を行う貸付けから適用する。

附 則（平成21年10月8日厚生労働大臣認可）

第1条 この業務方法書の一部変更は、平成21年10月8日から施行する。

第2条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の附則（平成15年10月1日施行）第16条の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。ただし、機構の理事長が別に定めた場合にあつては、改正後の附則（平成15年10月1日施行）第16条の規定を適用することができる。

附 則（平成22年1月1日厚生労働大臣認可）

第1条 この業務方法書の一部変更は、平成22年1月1日から施行する。

第2条 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年4月23日法律第30号）附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定に基づく改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号）による年金たる保険給付を受ける権利は、改正後の第44条第1項に規定する厚生年金保険法による年金たる保険給付を受ける権利とみなして、同条の規定を適用する。

附 則（平成22年3月15日厚生労働大臣認可）

第1条 この業務方法書の一部変更は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定は平成22年4月1日から施行し、同日以降に貸付契約を行う貸付けから適用する。

第2条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の第17条の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成22年3月29日厚生労働大臣認可）

この業務方法書の一部変更は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月30日厚生労働大臣認可）

この業務方法書の一部変更は、平成 22 年 9 月 30 日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 22 日厚生労働大臣認可）

この業務方法書の一部変更は、平成 22 年 12 月 22 日から施行する。ただし、附則（平成 15 年 10 月 1 日施行）第 25 条の改正規定は、平成 22 年 11 月 26 日から適用する。

附 則（平成 23 年 3 月 29 日厚生労働大臣認可）

第 1 条 この業務方法書の一部変更は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号並びに第 25 条の改正規定は平成 23 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に貸付契約を行う貸付けから適用する。

第 2 条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の第 4 条、第 17 条、第 22 条及び別表 9 の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成 23 年 5 月 2 日厚生労働大臣認可）

この業務方法書の一部変更は、平成 23 年 5 月 2 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 6 日厚生労働大臣認可）

この業務方法書の一部変更は、平成 23 年 12 月 1 日から施行し、同日以降の借入申込に係る貸付けから適用する。

附 則（平成 23 年 12 月 5 日厚生労働大臣認可）

この業務方法書の一部変更は、平成 23 年 12 月 5 日から施行する。ただし、附則（平成 15 年 10 月 1 日施行）第 26 条及び第 27 条の改正規定は、平成 23 年 11 月 21 日から適用する。

附 則（平成 24 年 4 月 6 日厚生労働大臣認可）

第 1 条 この業務方法書の一部変更は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。ただし、第 8 条、第 9 条及び第 12 条の改正規定は平成 24 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に貸付契約を行う貸付けから適用する。

第 2 条 この業務方法書の一部変更の施行の際機構が貸付けの申込みを受理しているものについては、変更前の第 4 条、附則（平成 15 年 10 月 1 日施行）第 9 条、第 12 条、第 15 条及び第 16 条の規定は、この業務方法書の一部変更の施行後も、なおその効力を有する。

第 3 条 「年金担保貸付の借入制限の実施について」（平成 23 年 7 月 22 日社援保発 0722 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知及び年総発 0722 第 1 号年金局総務課長通知）に規定する借入制限の施行日前に生活保護を廃止になった者は、この業務方法書の一部変更の施行後も、改正後の第 44 条第 1 項に規定する生活保護受給者等とはみなさない。

附 則（平成 25 年●月●日厚生労働大臣認可）

第 1 条 この業務方法書の一部変更は、平成 25 年●月●日から施行する。ただし、第 4 条及び別表 2 の改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

第 2 条 平成 24 年度以前に、附則（平成 15 年 10 月 1 日施行）第 22 条第 1 項に掲げる介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領（平成 21 年 8 月 20 日老発 0820 第 5 号）等に基づく補助金等の交付決定がなされた事業に係る同項の規定は、同項に定める期間経過後もなおその効力を有する。

別表 1

区 分	施 設 及 び 事 業 の 種 類
1 身体障害者福祉法	身体障害者福祉センター 補装具製作施設 盲導犬訓練施設
2 母子及び寡婦福祉法	母子福祉センター 母子休養ホーム

3 社会福祉法	盲人ホーム 地域福祉センター 障害者生活支援センター
---------	----------------------------------

別表 2

区 分	施 設 及 び 事 業 の 種 類
1 生活保護法	救護施設（第8条に規定する貸付けに限る。）
2 児童福祉法	障害児入所施設 児童発達支援センター 障害児通所支援事業 障害児相談支援事業 情緒障害児短期治療施設 児童自立生活援助事業 保育所 乳児院（第8条に規定する貸付けに限る。） 母子生活支援施設（第8条に規定する貸付け又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者の一時保護委託のための居室を整備するものに限る。） 児童養護施設（第8条に規定する貸付けに限る。）
3 老人福祉法	養護老人ホーム
4 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>	障害福祉サービス事業 障害者支援施設 相談支援事業 移動支援事業 地域活動支援センター